令和5年11月20日軽米町告示第83号 制定

(目的)

第1条 この告示は、かるまい文化交流センターバス待合室に設置するコインロッカー(以下「ロッカー」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用料及び利用期間)

第2条 ロッカーの利用料は無料とし、利用期間は当日限り(午前6時から午後11時まで)とする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、これを変更することがある。

(遵守事項)

- 第3条 ロッカーを利用する者(以下「利用者」という。)は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
 - (1) 生き物、臭気を放つ物その他ロッカーの利用に適さない物を入れてはならない。
 - (2) 法律で所持が禁止されている物品を入れてはならない。
 - (3) 他の利用者が利用に支障をきたすような利用をしてはならない。
 - (4) ロッカーの鍵を紛失しないよう、十分な注意を払いながら管理しなければならない。

(利用の中止)

- 第4条 町長は、利用者が前2条の規定に反してロッカーを使用したときは、使用 を中止させ、保管しているものを撤去するものとする。
- 2 町長は、前項の規定によりロッカーに保管している物を撤去したときは、利用 者に返還するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 利用者は、第1項の規定によりロッカーから撤去された物の返還を受けようとするときは、町長に申し出ることとし、町長は、撤去された物が申出者の物であることを確認したうえで返還することとする。

(損害賠償)

第5条 利用者は、故意又は過失によりロッカーに損害を与えたとき又はロッカーの鍵を紛失したときは、町長の指示するところにより原状回復し、又は損害を弁償しなければならない。

(免責)

第6条 町は、ロッカーの利用に関し生じた事故等については、その責めを負わない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ロッカーの利用に関し必要な事項は、町長が別に定める。